

令和6年第1回美祢市議会臨時会会議録

令和6年5月8日（水曜日）

1 出席議員

1番	三善庸平	2番	竹下駿
3番	井上敬	4番	石井和幸
5番	山下安憲	6番	末永義美
7番	藤井敏通	8番	戎屋昭彦
9番	杉山武志	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	竹岡昌治
15番	村田弘司	16番	荒山光広

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	石田淳司
議会事務局庶務班長	阿武泰貴		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	清水良一
代表監査委員	重村暢之	総務企画部長	佐々木昭治
地方創生監	佃侑祐	市民福祉部長	井上辰巳
建設農林部長	市村祥二	観光商工部長	河村充展
会計管理者	中嶋一彦	教育委員会事務局長	千々松雅幸
上下水道局長	早田忍	病院事業局管理部長	安村芳武
消防長	中野秀爾	総務企画部次長	古屋敦子
総務企画部税務課長	芥藤正憲	市民福祉部市民課長	沓野純枝

5 付議事件

日程第1 議長選挙について
日程第2 副議長選挙について
日程第3 会議録署名議員の指名について

- 日程第4 会期の決定について
- 日程第5 議席の指定について
- 日程第6 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について
- 日程第7 議会運営委員会及び常任委員会の正・副委員長の報告について
- 日程第8 美祢市選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第9 議案第43号 専決処分の承認について（美祢市税条例の一部改正について）
- 日程第10 議案第44号 専決処分の承認について（美祢市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）
- 日程第11 議案第45号 専決処分の承認について（美祢市都市計画税条例の一部改正について）
- 日程第12 議案第46号 専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第13 特別委員会の設置について

午前10時00分開会

- 議会事務局長（岡崎基代君）** 皆様、おはようございます。本日の臨時会は、美祢市議会議員一般選挙後、最初の議会ですので、議長が選出されるまで、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。出席議員中、年長議員は竹岡昌治議員でありますので、御紹介します。それでは竹岡議員、お願いいたします。

〔臨時議長 竹岡昌治君 登壇〕

- 臨時議長（竹岡昌治君）** 皆さんおはようございます。ただいま御紹介がありました竹岡でございます。地方自治法の規定に基づき、臨時議長の職を務めますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

〔臨時議長 竹岡昌治君 議長席に着く〕

- 臨時議長（竹岡昌治君）** これより、令和6年第1回美祢市議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事進行上、仮議席を指定します。仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

この際、市長から挨拶の申出があります。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

- 市長（篠田洋司君）** 市議会開会の冒頭に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、美祢市議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、全員御出席いただき、まずもってお礼申し上げます。

去る4月21日投開票の美祢市議会議員一般選挙において、市民の信頼を勝ちとられ、御当選されました皆様に心からお喜び申し上げます。

このたびの選挙で再選されました経験豊富な議員の皆様、また初当選されました議員の皆様、経歴も様々ではありますが、それぞれのお立場で、選挙後の初議会に臨まれていることと存じます。市政発展に向けて、忌憚のない御意見を賜り、この議場において、闊達な議論が展開されますことを期待しております。

私も、同時に執行されました市長選挙により、多くの市民の皆様の力強い御支援と温かい御厚情を賜り、2期目の重責を担わせていただくこととなりました。改めて、その職責の重大さを考えますと、身の引き締まる思いであります。初心を忘れず、そして、市民お一人お一人に寄り添う姿勢を崩さず、私に託された信頼と期待

に答えるべく、生まれ育ったふるさと美祢市のために誠心誠意、市長の職を全うしてまいり所存であります。この美祢市を住みよい、そして、明るく、元気なまちにしたいという気持ちは皆様と同じであります。

議員各位におかれましては、今後の市政運営につきまして、何とぞ御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、美祢市議会のますますの御発展と、議員各位の御健勝をお祈り申し上げ、御挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○臨時議長（竹岡昌治君） 本日は、選挙後の初議会でありますので、この際、議員及び執行部の紹介を行います。

初めに、執行部からお願いします。志賀副市長。

○副市長（志賀雅彦君） それでは、本日出席をしております執行部を御紹介させていただきます。

まず、正面向かって左側から紹介をいたします。1列目、総務企画部長、佐々木昭治、市民福祉部長、井上辰巳。

続きまして、2列目、建設農林部長、市村祥二、続きまして、観光商工部長、河村充展、地方創生監、佃侑裕、総務企画部次長、古屋敦子。

続きまして、正面向かって右側になります。1列目、教育長、南順子、病院事業管理者、清水良一、代表監査委員、重村暢之、会計管理者、中嶋一彦。

続きまして、2列目、教育委員会事務局長、千々松雅幸、病院事業局管理部長、安村芳武、上下水道局長、早田忍、消防長、中野修爾、最後に私、副市長の志賀雅彦と申します。

以上で、執行部の紹介を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（竹岡昌治君） 続いて、議員の紹介を行います。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 御紹介します。

三善庸平議員、竹下駿議員、井上敬議員、石井和幸議員、山下安憲議員、末永義美議員、藤井敏通議員、村田弘司議員、戎屋昭彦議員、杉山武志議員、秋枝秀稔議員、岡山隆議員、三好睦子議員、山中佳子議員、荒山光広議員、竹岡昌治議員。

以上、紹介を終わります。

○臨時議長（竹岡昌治君） 以上で、議員及び執行部の紹介を終わります。

これより議事に入ります。

日程第1、議長選挙についてを議題といたします。

この際、選挙の方法について説明させます。岡崎事務局長。

○**議会事務局長（岡崎基代君）** それでは、選挙の方法について説明します。

議会で行われる選挙については、地方自治法並びに公職選挙法の規定が一部準用され、投票による選挙と指名推選の2通りがあります。

まず、投票による選挙については、単記無記名投票で行います。当選人の決定については、法定得票数が定められており、有効得票数の4分の1以上で、最多数を得た方が当選人になります。

次に、指名推選については、特定の議員あるいは議長が被選挙人を指名し、会議に諮って当選人を決定します。

指名推薦では、選挙の方法を指名推選にすることに全員異議がないこと、また被指名人が当選人になることについて全員の同意が必要となります。つまり、指名推選は全会一致ということになります。

次に、正・副議長選挙の立候補制については、公職選挙法の準用規定がありますので、本会議において立候補制をとることはできません。なお、全員協議会などにおいて立候補の表明をされることは差し支えがないこととなります。

以上で説明を終わります。

1か所、修正をさせていただきます。

当選人の決定については、法定得票数が定められており、有効投票数の4分の1以上で、最多数を得た方が当選になります。

以上です。

○**臨時議長（竹岡昌治君）** ここで、議長選挙の方法などについて協議するため、暫時休憩いたします。

議員の皆さんは、直ちに委員会室へお集まり願います。

午前10時14分休憩

午前10時43分再開

○**臨時議長（竹岡昌治君）** 休憩前に続き、会議を開きます。

お諮りをいたします。選挙の方法は、投票をもって行いたいと思います。これに

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、議長選挙は投票によることに決しました。

それでは、これより議長選挙の投票を行います。

議場の出入口が閉まっていることを確認しております。

ただいまの出席議員数は16名です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（竹岡昌治君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（竹岡昌治君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、氏名点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 仮議席番号1番より順次投票願います。

それでは、お名前を申し上げます。

〔事務局長氏名点呼・議員投票〕

.....

仮議席1番	三善 庸平議員	仮議席2番	竹下 駿議員
仮議席3番	井上 敬議員	仮議席4番	石井 和幸議員
仮議席5番	山下 安憲議員	仮議席6番	末永 義美議員
仮議席7番	藤井 敏通議員	仮議席8番	村田 弘司議員
仮議席9番	戎屋 昭彦議員	仮議席10番	杉山 武志議員
仮議席11番	秋枝 秀稔議員	仮議席12番	岡山 隆議員
仮議席13番	三好 睦子議員	仮議席14番	山中 佳子議員
仮議席15番	荒山 光広議員	仮議席16番	竹岡 昌治議員

.....
○臨時議長（竹岡昌治君） 以上で、投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（竹岡昌治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に三善庸平議員、竹下駿議員を指名いたします。

両議員の立会いをお願い申し上げます。

〔開票〕

○臨時議長（竹岡昌治君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中

荒山議員、8票

竹岡議員 7票

三好議員 1票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票でございます。したがって、荒山議員が議長に当選されました。おめでとうございます。

ただいま議長に当選されました荒山議員に、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知します。

これにて、議長選挙を終了いたします。

以上をもちまして、臨時議長としての職務を全て終了しました。荒山議長、議長席にお着き願います。皆様の御協力、誠にありがとうございました。

〔議長 荒山光広君 登壇〕

○議長（荒山光広君） ただいま、選挙の結果、皆さんの投票の結果、議長に選出させていただきました荒山でございます。どうぞよろしく申し上げます。

私は過去、4年間議長を務めさせていただきました。その経験も踏まえて、この厳しい、いろんな課題のある山積した美祢市でございますけども、少子高齢化はもちろんです、災害のこともありますし、いろいろと課題が山積しております。そんな中にありまして、このたび新しい議員のメンバーも迎えて、この4年間がスタートするわけでございます。ぜひ、政策面での議論をしっかりと深めていただいて、執行部、議会、両輪となって、市民の福祉向上、また市政発展に努めてまいりたいというふうに思っております。

かくなる上は、議員諸兄の御協力をいただきまして、この議会運営よろしく願いたいというふうに思っております。

執行部の皆さんにも、いろいろと御指導いただきながら、市議会として、しっかりと提言ができるような議会にしていきたいと思いますというふうに思っております。

竹岡前議長さんがやってこられました議会改革、これもですね、非常に大切なことでございます。引き続き、努めてまいりたいと思いますし、議員の皆さんの闊達な御意見をいただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

〔議長 荒山光広君 議長席に着く〕

○議長（荒山光広君） ここで、今後の議会運営について協議するため、暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時30分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

ただいま議事日程表（第1号の2）を送信いたしましたけども、よろしいでしょうか。

お諮りいたします。ただいま配付した議事日程のとおり本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

この際、諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○議会議務局長（岡崎基代君） 報告します。

本臨時会に、本日までに送付しているものは、執行部より議案第43号から議案第46号までの4件であります。

本日配付したものは、議事日程表（第1号）と、ただいま配付した議事日程表（第1号の2）であります。

以上、報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりでありますので、御協力お願いいたします。

日程第2、副議長選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票をもって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、副議長選挙は投票によることに決しました。

それでは、これより副議長選挙の投票を行います。

議場の出入口は閉まっていることを確認しております。

ただいまの出席議員数は16名です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（荒山光広君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（荒山光広君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、氏名点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。岡崎事務局長。

○議会議務局長（岡崎基代君） 仮議席番号1番より順次投票を願います。

それでは、お名前を申し上げます。

〔事務局長氏名点呼・議員投票〕

.....

仮議席1番	三善 庸平議員	仮議席2番	竹下 駿議員
仮議席3番	井上 敬議員	仮議席4番	石井 和幸議員
仮議席5番	山下 安憲議員	仮議席6番	末永 義美議員
仮議席7番	藤井 敏通議員	仮議席8番	村田 弘司議員
仮議席9番	戎屋 昭彦議員	仮議席10番	杉山 武志議員
仮議席11番	秋枝 秀稔議員	仮議席12番	岡山 隆議員
仮議席13番	三好 睦子議員	仮議席14番	山中 佳子議員
仮議席15番	荒山 光広議員	仮議席16番	竹岡 昌治議員

.....

○議長（荒山光広君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会い人に、井上敬議員、石井和幸議員を指名いたします。

両議員の立会いを願います。

〔開票〕

○議長（荒山光広君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中

村田弘司議員 9票

杉山武志議員 6票

三好睦子議員 1票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、村田弘司議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました村田弘司議員に、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知いたします。

これにて、副議長選挙を終了いたします。

この際、副議長より御挨拶がございます。村田副議長、演壇のほうにお願いいたします。

〔副議長 村田弘司君 登壇〕

○副議長（村田弘司君） ただいま、副議長として、御選任を賜りました村田弘司でございます。

本当に今、消滅すらささやかれておるこの美祢市において、我々議会が何をすべきかということを実際に真剣に考えなくちゃいけない、そういう時期だろうと思います。

したがって、今後は、荒山議長を補佐し、私も今まで培った市長なり、議員としての経験を十二分に生かして、美祢市の未来のために、希望ある将来のため、市民のため、全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに思います。どうぞ皆様方の御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

〔副議長 村田弘司君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 日程第3、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員は、議長において、三善庸平議員、竹下駿議員を指名いたします。

日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

会期中の会議予定については、ただいま配付した予定表のとおりでありますので、御了承願います。

日程第5、議席の指定についてを議題とします。

指定する議席を報告させます。岡崎事務局長。

○**議会事務局長（岡崎基代君）** 報告します。

1番、三善庸平議員、2番、竹下駿議員、3番、井上敬議員、4番、石井和幸議員、5番、山下安憲議員、6番、末永義美議員、7番、藤井敏通議員、8番、戎屋昭彦議員、9番、杉山武志議員、10番、秋枝秀稔議員、11番、岡山隆議員、12番、三好睦子議員、13番、山中佳子議員、14番、竹岡昌治議員、15番、村田弘司議員、16番、荒山光広議員。

以上で報告を終わります。

○**議長（荒山光広君）** ただいまの報告のとおり、議席を指定します。

この際、議席の移動のため暫時休憩します。

午前11時46分休憩

午後2時02分再開

○**議長（荒山光広君）** 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第6、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長の指名により、常任委員会委員及び議会運営委員会委員を選任しましたので報告いたさせます。岡崎事務局長。

○**議会事務局長（岡崎基代君）** 報告します。

総務企業委員会委員、竹岡昌治議員、山中佳子議員、岡山隆議員、杉山武志議員、村田弘司議員、山下安憲議員、石井和幸議員、三善庸平議員。

教育民生委員会委員、三好睦子議員、秋枝秀稔議員、戎屋昭彦議員、藤井敏通議員、末永義美議員、井上敬議員、竹下駿議員。

予算決算委員会委員、竹岡昌治議員、山中佳子議員、三好睦子議員、岡山隆議員、秋枝秀稔議員、杉山武志議員、戎屋昭彦議員、村田弘司議員、藤井敏通議員、末永義美議員、山下安憲議員、石井和幸議員、井上敬議員、竹下駿議員、三善庸平議員。

議会運営委員会委員、山中佳子議員、三好睦子議員、岡山隆議員、戎屋昭彦議員、末永義美議員、山下安憲議員、石井和幸議員。

以上、報告を終わります。

○議長（荒山光広君） この際、暫時休憩します。

この間に、各委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

午前 2 時 04 分休憩

午後 2 時 58 分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 7、議会運営委員会及び常任委員会の正・副委員長の報告についてを議題といたします。

先ほど開催された各委員会において、正・副委員長が互選されておりますので、報告させます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 報告します。

議会運営委員会委員長、岡山隆議員、副委員長、三好睦子議員。

総務企業委員会委員長、山中佳子議員、副委員長、山下安憲議員。

教育民生委員会委員長、末永義美議員、副委員長、井上敬議員。

予算決算委員会委員長、戎屋昭彦議員、副委員長、石井和幸議員。

以上、報告を終わります。

○議長（荒山光広君） この際、各委員会の正・副委員長に御挨拶をお願いします。

まず、議会運営委員会の正・副委員長をお願いします。

○議会運営委員長（岡山 隆君） 皆様、大変お疲れさまでございます。ただいま議会運営委員会の委員長を拝命いたしました。

今後とも、議会運営に関しましては、しっかりと丁寧に、そして迅速に対応させていただきたいと思っておりますので、どうか今後とも、皆様方の力強い御配慮のほど、よろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議会運営副委員長（三好睦子君） どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒山光広君） 次に、総務企業委員会の正・副委員長、をお願いします。

○総務企業委員長（山中佳子君） 先ほど、総務企業委員会の委員長に選任された山中佳子です。

皆さんの意見を聞きながら、円滑な委員会運営を進めていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○総務企業副委員長（山下安憲君） 先ほど、総務企業委員会の副委員長に指名され

ました山下と申します。

経験は浅いですが、一生懸命やっていますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒山光広君） 次に、教育民生委員会の正・副委員長、お願いします。

○教育民生委員長（末永義美君） 先ほど、教育民生委員長の職を拝命をされました末永義美と申します。

議会から市民福祉の向上を図り、皆さん——市民の暮らしを守っていただけるような存在感のあるような委員会の活動を進めてまいりたいと思いますので、皆様、よろしくお願い申し上げます。

○教育民生副委員長（井上 敬君） 副委員長に選任されました井上です。よろしくお願いします。

○議長（荒山光広君） 最後に、予算決算委員会の正・副委員長、お願いします。

○予算決算委員長（戎屋昭彦君） 先ほどの予算決算委員会で委員長を拝命いたしました戎屋昭彦と申します。

美祢市の重要な予算決算を審議する場として、スムーズに円滑に進めていきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

○予算決算副委員長（石井和幸君） 先ほど、副委員長に選任いただきました石井と申します。

委員長をサポートしながら、しっかりと頑張ってまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（荒山光広君） 以上で、議会運営委員会及び常任委員会の正・副委員長の挨拶を終わります。

お諮りします。地方自治法第109条第8項の規定により、議会運営委員会は、閉会中においても、地方自治法第109条第3項に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会は閉会中においても、地方自治法第109条第3項に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査することに決しました。

日程第8、美祢市選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決しました。

お諮りします。指名は議長において行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、指名します。

美祢市選挙管理委員に山田悦子氏、高橋宏典氏、平田耕一氏、原川清史氏、以上4名の方を、美祢市選挙管理委員補充員に伊藤康文氏、藤井勝巳氏、三原義男氏、柳瀬哲也氏、以上4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名したとおり、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、指名のとおり当選人と定めることに決しました。

お諮りします。美祢市選挙管理委員補充員の補充の順序は、ただいま指名した順序にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、補充の順序はただいま指名した順序に決定しました。

この際、暫時休憩します。

この間に、会派代表者会議、議会運営委員会、議員全員協議会の開催をお願いします。

午後3時07分休憩

午後4時32分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

議事に入ります前に、このたび山口県市議会議長会及び中国市議会議長会より表彰がありました。

被表彰者のお名前を報告させます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 報告します。

令和6年度山口県市議会議長会表彰特別表彰として、正副議長8年以上、竹岡昌治議員。議員12年以上、秋枝秀稔議員、猶野智和氏。普通表彰として、議員8年以上、杉山武志議員、坪井康男氏。

続いて、令和6年度中国市議会議長会表彰特別表彰として、正副議長8年以上、竹岡昌治議員。議員12年以上、秋枝秀稔議員、猶野智和氏。普通表彰として、議員8年以上、杉山武志議員、坪井康男氏。

以上、報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 表彰を受けられました皆様方、おめでとうございます。

日程第9、議案第43号専決処分の承認について、美祢市税条例の一部改正についてから、日程第12、議案第46号専決処分の承認について、美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてまでを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 本日、令和6年第1回美祢市議会臨時会に提出いたしました議案4件について、御説明を申し上げます。

議案第43号は、美祢市税条例の一部改正に係る専決処分の承認についてであります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、令和6年度分の個人住民税の特例税額控除を実施するなど、所要の改正を行ったものであります。

議案第44号は、美祢市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認についてであります。

これは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正

されたことに伴い、課税免除の適用期間を令和9年3月31日まで延長したものであります。

議案第45号は、美祢市都市計画税条例の一部改正に係る専決処分の承認についてであります。

これは、議案第43号同様、国の税制改正に伴い、都市計画税における現行の負担調整措置等を3年間延長するなど、所要の改正を行ったものであります。

議案第46号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認についてであります。

これは、議案第43号及び議案第45号と同様、国の税制改正に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の限度額を2万円引き上げるなど、所要の改正を行ったものであります。

以上、議案第43号から議案第46号まで、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

本日提出いたしました議案4件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。

日程第9、議案第43号専決処分の承認について、美祢市税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第7号—7条第—37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第43号の討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第43号を採決します。本案について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10、議案第44号専決処分の承認について、美祢市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第44号の討論を行います。本案に対する御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第44号を採決します。本案について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11、議案第45号専決処分の承認について、美祢市都市計画税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第45号の討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第45号を採決します。本案について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第12、議案第46号専決処分の承認について、美祢市国民健康保険税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。三好議員——すいません、ちょっと機器の不具合で、暫時休憩します——。

午後4時41分休憩

午後4時43分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 3ページの新旧対照表の改正案に国民健康保険税の減額とあります。

これは、保険税の軽減判定所得が5割軽減は29万円が29万5,000円に、2割軽減は53万5,000円が54万5,000円に拡大されていますが、この軽減の影響を受けられる世帯はどのくらいあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） ただいまの三好議員の御質問にお答えいたします。

議員御発言のとおり、第23条では、低所得者に対する減額対象世帯の所得判定の基準額を引上げ、減額対象世帯の範囲が広がっております。

令和6年度の当初賦課の算定がまだ実施されておらないため、昨年度の当初賦課でのお答えになりますが、5割軽減基準が29万円から29万5,000円と5,000円引上げにより、昨年度、2割軽減からこの改正で5割軽減へ移行する世帯が8世帯、それから、2割軽減の基準額53万5,000円から54万5,000円と1万円の引上げにより、軽減対象外から新たに2割軽減へ移行する世帯が15世帯と見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。その他、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第46号の討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第46号を採決します。本案について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第13、特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本件について、配付しておりますとおり15名の委員により、JR美祢線災害復旧対策調査特別委員会を設置し、JR美祢線の復旧対策について、幅広く調査することにしたいと思います。本件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本件に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、本件のおり、特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、JR美祢線災害復旧対策調査特別委員会を設置し、JR美祢線の復旧対策について調査することに決しました。

お諮りします。特別委員会は、その審査目的が終了するまで調査したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、特別委員会は閉会中といえども、その目的が終了するまで、引き続き調査することに決しました。

先ほど設置された特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く15名を選任します。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は全て終了しました。これにて、令和6年第1回美祢市議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午後4時48分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年5月8日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃